

様式 2

第 495 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 7 年 3 月 18 日（木） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 45 分
場 所	静岡県庁別館 8 階第 1 会議室 D 及びオンライン形式
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子（途中退席）、野末寿一、黄愛珍、金丸智昭、鈴木成幸 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 坂口武史（静岡県熱海土木事務所都市計画課長） 小宮耕治（静岡県沼津土木事務所技監） 水野雄史（静岡県島田土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 5 件、報告 2 件）

1 審議事項

- 第 1 号議案 建築基準法第 48 条第 4 項に係る建築許可
- 第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 5 項に係る建築許可
- 第 3 号議案 建築基準法第 48 条第 6 項に係る建築許可
- 第 4 号議案 建築基準法第 48 条第 6 項に係る建築許可
- 第 5 号議案 建築基準法第 48 条第 10 項に係る建築許可
- 第 1 号報告 建築基準法第 43 条第 2 項第二号による包括許可の報告
- 第 2 号報告 建築基準法第 44 条第 1 項第二号による包括許可の報告

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第 48 条第 4 項
- 2 申請場所
静岡県御殿場市川島田字石原坂 395-4、395-11
- 3 申請者住所氏名
静岡県御殿場市川島田 395-4
尾田 恭成
- 4 建築物の用途
店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、第二種中高層住居専用地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 4 項ただし書きの規定に基づき、第二種中高層

住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第2号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第48条第5項
- 2 申請場所
静岡県島田市中河町303-11
- 3 申請者住所氏名
静岡県島田市大井町2272-1-15
鈴木 秀幸
- 4 建築物の用途
クリーニング取次店及びドライクリーニング工場

○処分庁

本申請は、第一種住居地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策等を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第48条第5項ただし書きの規定に基づき、第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第3号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第48条第6項
- 2 申請場所
静岡県三島市字天神原4116-10
- 3 申請者住所氏名
静岡県三島市加茂川町4116-1
江間 貴文
- 4 建築物の用途
工場（ドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、第二種住居地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定に基づき、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 4 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 48 条第 6 項

2 申請場所

静岡県熱海市小嵐町 1557-32

3 申請者住所氏名

静岡県熱海市小嵐町 9-3

有限会社ロイヤル 代表取締役 永沼 浩樹

4 建築物の用途

店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、第二種住居地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定に基づき、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 5 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 48 条第 10 項

2 申請場所

静岡県熱海市昭和町 1267-52

3 申請者住所氏名

静岡県熱海市昭和町 15-5

宮崎 英樹

4 建築物の用途

店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、商業地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させることにより、許可を受けようとするものである。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画となっている。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 10 項ただし書きの規定に基づき、商業地域における商業の利便を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第 1 号報告

○事務局 建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る包括許可の報告 18 件

第 2 号報告

○事務局 建築基準法第 44 条第 1 項第二号に係る包括許可の報告 2 件